

社会保障審議会 児童部会  
子どもの預かりサービスの在り方  
に関する専門委員会

議論のとりまとめ

「認可外の居宅訪問型保育事業の資格・研修受講等に関する基準  
の創設等について」

令和元年（2019年）7月10日

# 認可外の居宅訪問型保育事業の資格・研修受講等に関する基準の創設等について

## 目次

|               |                                      |    |
|---------------|--------------------------------------|----|
| 1             | 幼児教育・保育の無償化                          | 1  |
| 2             | 認可外の居宅訪問型保育事業の基準の検討の経緯               | 2  |
| 3             | 保育従事者の資格や研修受講に関する基準の創設               | 4  |
| 4             | 研修受講に関する基準の運用                        |    |
|               | （1）研修の機会の確保方策                        | 5  |
|               | （2）個人のベビーシッターの研修受講促進方策               | 6  |
|               | （3）事業者の自社研修や民間の研修事業者等が実施する研修の内容の確認方法 | 6  |
|               | （4）その他                               | 7  |
| 5             | 情報開示の徹底                              | 7  |
| 6             | 指導監督の方法の標準化等                         |    |
|               | （1）指導監督の方法の標準化                       | 8  |
|               | （2）研修受講に関する基準以外の保育内容等を含む基準の運用        | 11 |
| 7             | その他                                  | 12 |
| 8             | 最後に                                  | 12 |
| <b>【関連資料】</b> |                                      |    |
|               | 子どもの預かりサービスの在り方に関する専門委員会 設置要綱        | 13 |

令和元年（2019年）7月10日

社会保障審議会 児童部会

子どもの預かりサービスの在り方に関する専門委員会

1 幼児教育・保育の無償化

- 政府は、本年10月からの消費税率の引上げに併せて、これまで段階的に推進してきた幼児教育・保育の無償化の取組を一気に加速化するため、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案を国会に提出し、令和元年（2019年）5月に可決成立した。

具体的には、3歳から5歳までのすべての子ども及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもについて、幼稚園、保育所、認定こども園の費用を無償化するほか、認可保育所に入ることができない待機児童がいることから、保育の必要性のある子どもについては、認可外保育施設等を利用する場合でも無償化の対象とすることとされている。

- 認可外保育施設等については、待機児童問題により、認可保育所に入りたくても入れず、やむを得ず認可外保育施設等を利用せざるを得ない子どもたちについて、代替的な措置として、保育の必要性があると認定された3歳から5歳までの子どもたちについては、月額3.7万円まで、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもについては、月額4.2万円まで、無償化することとされている。

- また、無償化の対象となる認可外保育施設は、児童福祉法の規定に基づく届出がなされ、指導監督基準を満たすものとされているが、経過措置として、指導監督基準を満たさない施設も対象とする5年間の猶予期間が設けられている。

さらに、猶予期間中は、指導監督基準を満たしていない施設も無償化の対象とすることを原則とした上で、市町村が保育の需要及び供給の状況その他の事情を勘案して特に必要があると認めるときは、条例で、職員配置などに関する基準を設け、無償化の対象を、条例で定める基準を満たす施設に限ることができる仕組みが設けられた。

- なお、認可外保育施設の経過措置の取扱いについては、施行後2年を目途とした検討規定が設けられている。

## 2 認可外の居宅訪問型保育事業の基準の検討の経緯

- 本専門委員会は、平成 26 年（2014 年）3 月に発生した、ベビーシッターを名乗る男の自宅から男児の遺体が発見されるという痛ましい事件を受け、同年 7 月に設置され、8 月から 10 月にかけて計 4 回開催し、同年 11 月に、議論のとりまとめ（以下「平成 26 年のとりまとめ」という。）を行った。

（注）いわゆる「ベビーシッター」という用語について、法令上の定義はないが、本とりまとめでは、便宜的に、認可外の居宅訪問型保育事業者の保育従事者（個人で事業を実施している場合を含む。）を指して記載することに留意。

- 平成 26 年のとりまとめを踏まえ、当時は児童福祉法に規定する認可外保育施設の届出制の対象外であった、1 日に保育する乳幼児が 5 人以下の施設についても、児童福祉法施行規則が改正され、平成 28 年度（2016 年度）から届出制の対象とされた。

また、認可外保育施設の指導監督指針及び指導監督基準（以下「指導監督基準等」という。）において、個人のベビーシッターを含む認可外の居宅訪問型保育事業も指導監督の対象としている。（なお、1 日に保育する乳幼児が 6 人以上の認可外の居宅訪問型保育事業者の届出は、子ども・子育て支援新制度の施行と同じ平成 27 年度から始まった。）

- 個人のベビーシッターが利用するマッチングサイトについては、平成 26 年のとりまとめでは、マッチングサイトでやりとりされる情報の真偽が児童福祉の観点から重要な意味を持つ場合があることから、マッチングサイトの運営者が遵守すべきガイドラインを作成することが適当であり、また、マッチングサイトの運営者にガイドラインの遵守を促すため、マッチングサイトの運営者のガイドライン遵守状況を調査することが適当とされ、現在、ガイドラインの遵守状況の調査・公表が行われている。

- さらに、認可外の居宅訪問型保育事業者（個人のベビーシッターを含む。以下同じ。）の都道府県、指定都市又は中核市（以下「都道府県等」という。）に対する届出事項及び毎年の運営状況報告事項に、研修受講の状況を追加する児童福祉法施行規則の改正が行われるとともに、都道府県等は認可外の居宅訪問型保育事業に従事する者に対し、研修の受講を促す旨が指導監督基準等に盛り込まれた。

- しかし、認可外保育施設で保育に従事する者（以下「保育従事者」という。）に関する基準として、1日に保育する乳幼児が6人以上の施設については、保育士又は看護師が1／3以上という基準があるのに対し、認可外の居宅訪問型保育事業や認可外の家庭的保育事業については、保育従事者の資格や研修受講に関する基準がない。
- こうした経緯も踏まえ、今般の幼児教育・保育の無償化を契機に、認可外保育施設の質の確保・向上を図る観点から、認可外の居宅訪問型保育事業等における保育従事者の資格や研修受講に関する基準を創設するとともに、情報開示の在り方や指導監督の方法についても検討することとされた。
- 平成26年のとりまとめから5年近くが経過した中で、改めて、認可外の居宅訪問型保育事業の基準や指導監督の方法等を検討するため、平成31年（2019年）3月に本専門委員会を再開し、関連事業者からのヒアリングを含め、これまで6回にわたり、検討を進めてきた。今般、専門委員会での検討に加え、幼児教育・保育の無償化に当たっての認可外保育施設の扱い等に関する地方自治体の意見も一部盛り込んだ上で、とりまとめを行った。
  - ・ 第5回（3月20日）  
経緯・現状  
全国保育サービス協会、東京都、千葉市からの説明
  - ・ 第6回（4月11日）  
関連事業者からのヒアリング
  - ・ 第7回（4月26日）  
指導監督基準について①
  - ・ 第8回（5月8日）  
指導監督基準について②
  - ・ 第9回（5月31日）  
幼児教育・保育の無償化（報告）  
千葉市からの説明  
基準の運用と指導監督の方法の検討  
家庭的保育全国連絡協議会からの説明
  - ・ 第10回（7月4日）  
東京都からの説明  
とりまとめ（案）

### 3 保育従事者の資格や研修受講に関する基準の創設

- 平成 26 年のとりまとめでは、保育従事者は、保育に従事する前に研修を受講することが望ましく、当面は、5 年に 1 回程度研修を受講することを促すことが適当であるとした。また、保育従事者が研修を受けることが困難にならないようにするため、都道府県知事等が定める者による研修はできるだけ多く実施されることが望ましく、研修カリキュラムとしては、認可外の居宅訪問型保育事業の保育従事者については、公益社団法人 全国保育サービス協会が実施している研修、認可外の 1 日に保育する乳幼児の数が 5 人以下の施設の保育従事者については、子育て支援員の研修を参考にすることが考えられる、とした。その後、改正された指導監督基準等では、認可外の居宅訪問型保育事業の保育従事者については、保育士又は看護師の配置が望ましいとされ、研修を受講した場合に、都道府県等に届け出ることとされたが、具体的な研修の内容・時間等の基準は定められなかった。
  
- 保育の質の確保・向上のためには、何よりも保育従事者の質の確保・向上が不可欠である。平成 26 年のとりまとめから 5 年近くが経過した中で、今般改めて専門委員会で議論した結果、乳幼児の居宅（以下「乳幼児宅」という。）において原則保育従事者 1 名につき乳幼児 1 名で保育するという認可外の居宅訪問型保育事業の特性を踏まえ、保育士又は看護師の資格を有しない保育従事者について、一定の研修受講を要件とすることが適当である。
  
- 上記の一定の研修としては、認可の居宅訪問型保育事業で受講を求めている基礎研修の内容、すなわち 20 時間程度の講義と 1 日以上 of 演習の受講を求めることを基本とすることが適当であり、具体的な研修としては、以下が考えられる。
  - ① 地方自治体の実施する認可の居宅訪問型保育事業に係る研修や子育て支援員研修（地域保育コース）
  - ② 全国保育サービス協会が実施する居宅訪問型保育研修
  - ③ 民間の居宅訪問型保育事業者の自社研修や民間研修事業者が実施する居宅訪問型保育研修であって、①又は②と同等と認められる研修
  
- また、認可外の家庭的保育事業の保育従事者についても、現行は保育士、看護師又は家庭的保育者の配置が望ましいという基準であり、当該基準は維持しつつ、平成 26 年のとりまとめでも提言した、子育て支援員の研修を含め、1 人以上は一定の研修受講を要件とすることが適当である。

- 幼児教育・保育の無償化との関係では、5年間の猶予期間中は基準に適合しない認可外の居宅訪問型保育事業も無償化の対象となる。しかし、5年間の猶予期間中に計画的な研修受講を推奨し、質の確保・向上を図ることが必要である。
- さらに、保育に関する最新の情報をフォローするためにも、現在の指導監督基準等では、当面5年に1回程度、研修受講を促すこととされていることについて、今後の研修受講の進捗を毎年把握した上で、引き続き検討することが必要である。その際には、フォローアップ研修の内容・時間等についても整理することが必要である。

#### 4 研修受講に関する基準の運用

##### (1) 研修の機会の確保方策

- 一定の研修の受講を基準とする以上、研修受講機会の確保が必要である。平成26年のとりまとめでも提言したように、保育従事者が研修を受けることが困難にならないようにするため、研修はできるだけ多く実施されることが望ましい。

都道府県又は市町村による居宅訪問型保育事業の基礎研修や子育て支援員研修（地域保育コース）の実施・拡充に加えて、地方自治体の実施する研修（民間事業者への委託を含む。）だけで機会の確保が難しい場合、全国保育サービス協会が実施する研修の活用も必要と考える。また、多様な研修機会の確保の観点から、全国保育サービス協会の認定ベビーシッターの資格取得指定校（指定保育士養成施設）の「在宅保育論」等の科目（2単位）を、既に認可外の居宅訪問型保育事業に従事しているベビーシッター等が科目履修することを「同等」の研修の受講と認めることも検討すべきである。

さらに、都市部・都市部以外にかかわらず、複数の地方自治体での研修の分割受講や、複数の地方自治体による研修の共同実施（共同委託）を検討すべきである。

- さらに、法人の居宅訪問型保育事業者の自主的な質の確保・向上方策を活用することも必要であり、有効な自社研修の実績がある場合など一定の要件を満たす法人の事業者が実施する自社研修についても、都道府県等が「同等」の研修と認めたときは対象として認めることも、研修受講機会の確保の観点から必要と考える。
- 加えて、eラーニングなどで、地域にかかわらず、研修の機会を効率的に確保する方策を検討すべきである。ただし、その際、演習や一部の講義は集まって、対面で実施するなど、質の担保が不可欠である。

## (2) 個人のベビーシッターの研修受講促進方策

- 特に個人のベビーシッターについては、平成 28 年度から届出対象とし、都市部を中心に届出件数が増加している。都道府県等が届出や毎年の運営状況報告により、研修受講状況を把握した上で、研修未受講者に受講を促すことが必要である。
- また、平成 26 年のとりまとめを受けて作成された「子どもの預かりサービスのマッチングサイトに係るガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）では、個人のベビーシッターが利用するマッチングサイトの運営者は、保育従事者が研修受講状況等を保護者に示すことを、保育従事者が遵守すべき利用規約として定めることが適当としており、マッチングサイトの運営者に改めてガイドラインの周知を徹底することが必要である。
- ガイドラインでは、マッチングサイトの運営者には、マッチングサイトへの登録は届出を行った者に限るとともに、研修受講状況の確認を求めている。これに加えて、研修受講状況を確実に確認するためにも、登録前に保育従事者と面談することをマッチングサイトの運営者に推奨することが必要である。また、確認した資格や研修受講状況をマッチングサイトで公開することをマッチングサイトの運営者から登録する保育従事者に促すことを推奨することも必要と考える。これらの点については、必要に応じ、ガイドラインの見直しを含めた検討が必要と考える。

## (3) 事業者の自社研修や民間の研修事業者等が実施する研修の内容の確認方法

- 法人の事業者が、雇用等しているベビーシッターに対し、有効な自社研修の実績がある場合など一定の要件を満たす場合、厚生労働省が示す確認方法に基づき、都道府県等が当該自社研修の内容や実績等を確認した上で、「同等」の研修と認められれば、これらの自社研修の受講も認めることも必要と考える。また、こうした法人の事業者の自主的な質の確保・向上方策を更に検討することが必要である。
- 民間の研修事業者等が実施する研修については、自社研修と同様、都道府県等が当該研修の内容や実績等を確認した上で、「同等」の研修と認められれば、これらの研修受講も認めることが考えられる。この運用に当たっては、研修の機会の確保状況を各都道府県等で把握した上で、必要に応じ、都道府県等から厚生労働省に個別に相談し、厚生労働省の助言を踏まえて都道府県等が判断することが必要と考える。  
例えば、マッチングサイトの運営者が実施する研修については、個々のベビーシッターに対する責任等が法人の事業者と違うことも考慮し、ガイドラインを遵守してい

ることを前提に、登録時に保育従事者の面談を行い、資格や研修受講状況等を適切に確認している場合など、一定の要件を満たす場合に限定することが必要と考える。

#### (4) その他

- 保育士、看護師又は子育て支援員研修受講者であって、居宅訪問型の保育に特化した講義を受けていない者については、補足研修の機会の確保方策も検討し、順次機会を確保した上で、まずは居宅訪問型保育の実務経験のない保育従事者について、補足研修の受講を推奨することが必要と考える。特に補足研修については、都道府県等ごとに研修の機会を確保することが難しいことを考慮し、複数の地方自治体による共同実施（共同委託）など、対応可能な仕組みについて、都道府県等の意見も聞いた上で検討することが必要と考える。
  
- 補足研修については、当面、東京都による事業の補足研修の内容も参考にしつつ、必要不可欠な最低限の内容（数科目、半日程度など）を検討・整理すべきと考える。特に子育て支援員研修については、主に3歳未満児向けの保育を中心とした内容となっており、補足研修の内容を検討する際には、こうした点にも留意すべきである。さらに、必要不可欠な最低限な内容を整理した上で、補足研修の選択肢のひとつとして、e-ラーニング等の全国的に活用可能な仕組みを検討することが必要と考える。

## 5 情報開示の徹底

- 認可外の居宅訪問型保育事業の利用者自らが、正しい情報を円滑に把握できる仕組みが必要である。これにより、利用者による事業者の選択に資するとともに、当該情報が利用者の間でも共有されることにより、事業者の更なる質の確保・向上にもつながると考えられる。
  
- このため、認可外の居宅訪問型保育事業者及び認可外の家庭的保育事業者に対しては、保育士、看護師等の資格保有状況や、居宅訪問型保育基礎研修や家庭的保育の研修、子育て支援員研修その他のこれらの研修と同等と認められる研修の受講状況について、その受講した研修の種類ごとに、都道府県等に届け出ることに加え、利用者に対する情報開示を義務付ける必要がある。具体的には、事業者のホームページ等に掲示するか、それが困難な場合（法人の事業者・個人としてのホームページを持たない場合等）には、都道府県等が開示することに事業者が同意することを要件とすることが考えられる。

- 都道府県等においては、事業者から届出されたこれらの情報について、まずはホームページ等で情報提供することが必要である。現在、厚生労働省のホームページに、各都道府県等における認可外保育施設の一覧等の情報が掲載されたホームページへのリンクが可能なURL一覧が掲載されているが、都道府県等が掲載している情報内容の標準化を進めるなど、利便性も高めつつ、全国的なシステム等で、必要な情報を確認できるようにすべきである。その際、効果的・効率的な情報管理の方法についても、技術的課題も考慮しつつ、検討すべきである。
- 加えて、個人のベビーシッターの情報開示の取扱いについては、現在は都道府県等ごとに異なっている現状を踏まえ、全国的なシステム等では、例えば、個人名又は事業所名は開示するが、住所・電話番号等は開示しない方法で、研修受講状況、基準適合状況、自身の情報を掲載しているマッチングサイトのURL等は開示するなど、個人情報保護に配慮しながら、統一的な開示方法・内容について、都道府県等とも調整した上で検討・整理すべきである。
- また、厚生労働省が作成し、周知している「ベビーシッターなどを利用するときの留意点」については、内容を見直した上で、地方自治体や全国保育サービス協会、民間の居宅訪問型保育事業者、マッチングサイトの運営者等の協力を得て、利用者に分かりやすく再度周知することが必要である。

その際には、幼児教育・保育の無償化との関係で、本来想定されない利用等が行われないよう、留意することも周知することが重要である。

## 6 指導監督の方法の標準化等

### (1) 指導監督の方法の標準化

- 都道府県等による認可外保育施設に対する立入調査は、児童福祉法に基づき、指導監督基準を満たしているかどうかを現地で確認し、利用者にも基準適合状況を公表することとしている。この立入調査は利用児童の安全確保のためにも重要であり、適切に、かつ実効性を持って実施されることが必要と考える。
- 現在の指導監督基準等では、認可外の居宅訪問型保育事業に対しては、都道府県等が必要と判断した場合に指導を行うこととの記載のみで、手法や頻度等は示されていない。これに対し、子ども・子育て支援法の特定教育・保育施設等の指導指針では、集団指導と実地指導の組合せの手法が明示されている。

- 認可外の居宅訪問型保育事業については、乳幼児宅での実地指導を基本にすることは現実的には困難であることから、子ども・子育て支援法の特定教育・保育施設等の指導指針も参考に、原則年1回以上集団指導を行うこととし、苦情等の内容が深刻な場合や苦情等が多い場合、研修を長期間受講していない保育従事者が多い場合など、都道府県が必要と判断する場合に、必要に応じ、事業所に立入調査を行うこととすることが考えられる。また、その際には、市町村と十分連携することが必要と考える。
- 集団指導の際には、講義だけでなく、グループワークを行うことも考えられる。更に可能であれば、面談対象者をあらかじめ選定した上で、都道府県等の職員や保育所の園長経験者等の巡回支援指導員等による面談等を行い、受講者が持参した保育記録等に基づき、保育内容の確認を行うことも有効と考える。
- 市町村との連携に関しては、今般の子ども・子育て支援法の改正により、市町村は、幼児教育・保育の無償化の対象である認可外保育施設に対して、施設の確認、必要に応じた施設からの報告徴収、勧告、命令、確認の取消し、更に都道府県に対する必要な協力要請の権限が付与されることになる。(本年10月1日施行)
- 認可外保育施設に関する苦情等は、都道府県等だけでなく、市町村にも寄せられることもある。こうしたことも踏まえれば、特に認可外の居宅訪問型保育事業の届出が多い都道府県等については、都道府県等が指導監督する際、幼児教育・保育の無償化の観点からの市町村による調査等と連携することが有効かつ現実的と考えられる。

認可外保育施設全般に関することとして、研修受講状況を含む基準適合状況などの情報の共有をはじめ、都道府県等と市町村の連携を深める観点からも、都道府県等の児童福祉法に基づく権限と子ども・子育て支援法に基づく市町村の権限の関係について、本年10月の幼児教育・保育の無償化の施行に向けて整理し、地方自治体に示すことが必要と考える。
- また、現在の指導監督基準等では、認可外保育施設が多数存在し、年1回以上の立入調査を当面行うことができない都道府県等にあっては、
  - ・ 対象施設を絞って重点的に指導監督を行うこともやむを得ないこと
  - ・ 相当の長期間経営されている認可外保育施設であって児童の処遇をはじめその運営が優良であるものについては、運営状況報告の徴収は毎年度としつつ立入調査は隔年とする等の取扱いも不適當ではないこと

- ・ これらの場合にあっても、ベビーホテルについては、必ず、年1回以上の立入調査を行うこと  
としている。
- この現行の取扱いも踏まえ、特に個人のベビーシッターから多数の届出がある都道府県等については、市町村とも連携し、集団指導の機会を1年に複数回設けるなど、できる限り年1回以上指導を行うことに努めることとしつつ、すべての個人のベビーシッターに毎年集団指導を受ける機会を提供することが困難な場合には、対象者を絞って実施したり、隔年で順次機会を提供したりすることなどもやむを得ないものと考ええる。
- また、市町村との連携や、指導の頻度の取扱いに加え、利用者の同意や希望がある場合には、保育所の園長経験者等の巡回支援指導員による乳幼児宅等への巡回も有効と考える。ただし、こうした取組を行うためには、地方自治体における体制の確保が必要であり、巡回支援指導員の配置について、引き続き、国による財政支援が必要と考える。
- さらに、個人のベビーシッターに関する苦情の扱いを整理することが必要である。平成26年のとりまとめでは、市町村において窓口における必要な支援を行うことや、子ども・子育て支援法の利用者支援事業を活用することができるようにすることが適当であること、保護者が相談できる窓口として、都道府県や市町村の消費生活センターがあり、相談を受けた市町村、消費生活センターは指導監督権者である都道府県保育主管部局と情報共有を図ることが適当である、とした。
- こうした市町村や消費生活センターでの対応を徹底するとともに、マッチングサイトの運営者の対応を強化できないか検討すべきである。現在、個人のベビーシッターについては、都道府県等に対し、利用しているマッチングサイトのURLの届出が義務付けられている。マッチングサイトに係るガイドラインを徹底する観点から、都道府県等に届出を行った個人のベビーシッターが一定数利用しているマッチングサイトの運営者に対し、相談窓口の設置を要請するとともに、必要に応じ、個別の苦情等について、都道府県、市町村等との情報共有等を要請することを検討すべきである。

(2) 研修受講に関する基準以外の保育内容等を含む基準の運用

- 認可外の居宅訪問型保育事業のうち特に法人の事業者については、監査時に基準適合確認をする際、法人単位で基準適合を確認することから、一般の認可外保育施設の基準と同じ保育内容等の基準（保育所保育指針に準じた対応等）に関しても適合確認を徹底することが必要である。
  
- その際、認可外の居宅訪問型保育事業の特性に応じた考慮要素も整理し、周知することが必要ではないか。例えば、乳幼児宅で、かつ、原則1対1で保育を提供する特性を踏まえた、利用児童の年齢や状況、利用時間数・日数等に応じた考慮要素、その他居宅訪問型の事業特性に応じた考慮要素（乳幼児宅での安全の確保、乳幼児突然死症候群の予防、保育記録の保存・開示、保護者との連絡、苦情窓口の保護者への周知等）を整理し、事業者にも周知するとともに、利用者にも周知すべきである。
  
- 例えば、認可保育所に入れずやむを得ず利用する場合等であって、1日に長時間、毎日のように利用するときには、保護者との信頼関係の構築が重要であり、サービス提供側の可能な範囲で、中心的なベビーシッターを決めるなど、ある程度固定された、チームによる安定的な関係の中での保育の提供が望ましいことなどを周知することを検討すべきである。
  
- 現在の指導監督基準等については、平成27年度までは届出対象であった1日に6人以上の乳幼児を保育する施設のみを対象としていたところに、平成28年度から、認可外の居宅訪問型保育事業や認可外の家庭的保育事業の基準を追加しており、都道府県等から、指導監督に当たり、分かりにくいという指摘がある。認可外の居宅訪問型保育事業の特性に応じた基準の運用を具体化するためにも、その特性に応じた指導監督の内容を明記するなど、指導監督基準等の見直しが必要と考える。
  
- 保育従事者の資格・研修受講の基準の施行については、幼児教育・保育の無償化が施行される本年10月1日とし、5年間の猶予期間にかかわらず、法人の事業者、個人のベビーシッターともに、速やかに研修受講を促し、基準適合を目指すことを求めることが適当である。これに対し、都道府県等による基準適合確認と指導監督基準等を満たす旨の証明書の交付については、都道府県等の監査計画は通常年度単位であり、今年度の計画に基づく監査が既に進められていることや、事業者への周知期間、都道府県等の準備期間も考慮すれば、来年度、令和2年（2020年）4月から適用することが必要と考える。

## 7 その他

- 認可外の居宅訪問型保育の基準では、原則1対1の保育を求めている。これに対し、ベビーシッター事業の実態として、兄弟・姉妹利用の場合の料金設定を行うなど、例外的な扱いが存在するため、「例外的扱い」の考え方を整理して示す必要がある。なお、幼児教育・保育の無償化の観点では、このような兄弟・姉妹利用の場合における領収書の記載方法などを示す必要があると考える。
- 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）も幼児教育・保育の無償化の対象になることも踏まえ、当該事業の提供会員についても、質の確保・向上を図ることが必要である。当該事業の実施要綱において、緊急救命講習と事故防止に関する講習の受講を必須とするほか、受講することが望ましい研修内容・時間等が示されている。相互援助活動という当該事業の基本的な性格に留意した上で、緊急救命講習と事故防止に関する講習のフォローアップなどを検討することが必要である。

## 8 最後に

- 認可外保育施設などの保育施設で、「0歳児」などの「預け初め」の時期に、「睡眠中」などで、死亡事故を含む重大な事故が毎年のように発生しており、ゼロにならない。必ずしも認可外の居宅訪問型保育事業での重大な事故が他の認可外保育施設と比べて多いわけではないが、乳幼児宅で、かつ、原則1対1で保育を提供する特性を踏まえ、個人のベビーシッターを含め、一定の研修受講を基準とすることを提言した。
- 乳幼児宅を訪問する保育事業や子育て支援などは、子育て世帯の需要にきめ細かく対応する社会的意義のある事業である。ただし、今般の幼児教育・保育の無償化での代替的な措置としての認可外保育施設等の整理を踏まえれば、無償化を契機に、本来の需要と乖離した形でこれらの利用が増えるようなことが生じないかなど、厚生労働省は、地方自治体とこれまで以上に連携し、幼児教育・保育の無償化施行後の利用状況や基準適合状況等を把握しつつ、必要な情報の周知を含め、適切に対応することが必要である。
- 認可外の居宅訪問型保育事業に限らず、認可外保育施設全体について、都道府県等による指導監督の徹底と市町村との連携の促進を図るとともに、巡回支援指導の拡充などにより、死亡事故を含む重大な事故が起らないよう、不断の努力を続けることを強く求めたい。また、行政はもちろん、保育に関係する者、皆が、改めて、安全かつ安心な保育の必要性を再認識し、必要な対応を徹底していただくことを期待したい。

## 関連資料

### 子どもの預かりサービスの在り方に関する専門委員会の設置について

#### 1. 設置の趣旨

平成 26 年 3 月 17 日、ベビーシッターを名乗る男性の自宅から男児が遺体で発見されるという、大変痛ましい事件が発生した。このような事件が二度と繰り返されないようにするため、ベビーシッター等の子どもの預かりサービスに係る対策を検討するため、社会保障審議会児童部会に「子どもの預かりサービスの在り方に関する専門委員会」（以下「専門委員会」という。）を設置する。

#### 2. 構成等

- (1) 専門委員会委員は、別紙のとおりとする。
- (2) 専門委員会には委員長を置く。
- (3) 専門委員会は、委員長が必要があると認めるときは、関係者の参加を求めることができる。
- (4) 専門委員会の庶務は、子ども家庭局総務課少子化総合対策室が同局保育課の協力を得て処理する。

#### 3. 主な検討事項

- (1) 届出制等の対象範囲の在り方
- (2) 認可外の居宅訪問型保育事業等に対する指導監督基準の在り方
- (3) マッチングサイトへの対応の在り方
- (4) 情報提供等の在り方
- (5) その他

#### 4. その他

- (1) 委員会は原則公開とする。

(別紙)

子どもの預かりサービスの在り方に関する専門委員会 委員名簿

(五十音順、敬称略、◎委員長)

○ 委員

秋庭 慎輔 千葉市こども未来局こども未来部幼保運営課長

(※平成31年4月10日以降。平成31年3月19日から4月10日まで：松永 信隆)

尾木 まり 有限会社エムアンドエムインク子どもの領域研究所所長

多田 博史 東京都福祉保健局少子社会対策部認証・認可外保育施設担当課長

長崎 真由美 公益社団法人全国保育サービス協会事務局長代理

普光院 亜紀 保育園を考える親の会代表

松田 茂樹 中京大学現代社会学部教授

◎松原 康雄 明治学院大学 学長

水嶋 昌子 NPO法人家庭的保育全国連絡協議会理事長

吉田 大樹 労働・子育てジャーナリスト、  
NPO法人グリーンパパプロジェクト代表理事

(オブザーバー)

内閣府子ども・子育て本部

独立行政法人国民生活センター相談情報部相談第1課